第２回東北地区政策委員会協議内容

平成26年11月28日PM13：00～

宮城県知的障害者福祉協会事務局に於いて

参加委員）　中村伸二　奥田妙子　武田庄司　得田和明　村上実

欠席委員）　菅尾修　古川彰彦　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（敬称略）

はじめに

井上会長より情勢報告あり、日本協会の要望活動を通して。

１　社会福祉法人制度の見直しについて

①福祉人材確保について

　社保審福祉部会での議論に、第6回から障害分野の委員が追加される。

②社会福祉施設職員等退職共済制度について

　事業主負担分の見直し、1/3を全額負担へ。

③社会福祉法人への課題問題

　余裕財産の再投下、地域貢献活動等の方向性を注視。社保審の議論整理。

　他団体との共同した連携運動が求められる。

２　サービス等報酬改定等について

①経営実態調査結果について

　示された数字が持つ意味は。相談や放課後デイなど何故黒字標記なのか。ルールが無いのでは。

②各部会からの要望内容の整理

③日本政策委員会と厚労省とのやり取りの注視

④地域生活支援拠点事業のへの提言取りまとめ

３　虐待発生について

青森・秋田の施設内虐待報道について

各県での虐待への対応について、福祉の向上を図る本質的な議論をしていく。

③各県の政策課題の共有

地方主権の流れの中で、地方会が担うべき今後の役割を議論する。有益な情報や地方の単独の施策など共有化し、東北のレベル向上につなげる。

障害者差別禁止条例、重度高齢化対応への取組、グループホーム開設に伴う検討など。

協議内容

村上より

前回の検討内容を踏まえ、２点の課題（グループホーム・計画相談）と、現在日本協会でも検討している、「地域生活支援拠点」について意見を出していく。

【グループホーム問題について】

各委員より

得田さん

地域支援部会で実施したグループホームアンケート調査では、８割が内部包括型であった。外部サービス利用型は、身体ホームヘルプ中心なので、知的や精神はチョイスし難い。

夜間支援は高い整備が求めれる1は少なく、2.3が主流であった。医療連携体制加算Ⅴは正看を基準としているため採っているところは少ない。自閉・重心の方のGHが増々必要ではないか。消防や建築基準は分かるが、意思決定支援を尊重した場合、ある程度の建物のリスクが理解できる利用者は「ここに住みたい」を保障していいのではないか。

武田さん

山形の建築基準問題は、障害部局と建築部局の見解が分かれ建築部局は100㎡基準は崩さない。施設整備していく流れ。東北でも解釈に温度差があり理解できない。GHは寄宿舎という国からの資料があり一人歩きしている。

奥田さん

GHの基本理念は大事。このままでは、小規模化したとは言え、GHは施設化してしまう。新たに建ち上げていくのは、非常に体力を使う。柔軟な整備は難しくなる。行政の縦割りを解消できるような努力をしていかなければならない。

村上

施設整備してしまうと、補助金等の縛りが出てくる。利用者のニーズに合わせ引っ越しや、住み替え等自由度が狭まってしまう。権利条約19条や合理的配慮に欠けてくる恐れがある。

【地域生活支援拠点】

示されている**※**図には、多機能型に大規模特例を認めたり、施設整備優先採択条件等が示されている。違和感がある。そもそも、大規模化や新設の施設は基本整備しないというスタンスのはず。重度化高齢化対応が施設整備に拍車を掛けるのはおかしい。資源が乏しい地域のインセンティブとしてなら理解できるが、基本都市部では、面的整備＆質の高いコーディネーター配置をしていくのがいい。システムは必要であるが、施設整備の方向性は修正すべき。

　日本協会が示す小規模入所施設は、定員29名とあり明らかに新類型の入所施設となっている。重度高齢化対策として、一定の設備が整う施設が必要という方向性は分かるが、既存の施設入所支援施設の今後の在り方や施設の小規模化こそ議論すべきではないだろうか。

**※～障害者の地域生活に関する検討会第5回資料（H25.09.11）**

【相談支援】

　特定相談事業等へ、他事業体（株式会社等）が参入しないのは、スキルがないだけではなく、採算がない領域だから。介護保険のようなプラン作成とはならない。意思決定支援やアセスメントの時間や労力が評価として抜け落ちている。利用作成義務化背景があるので3年間は否応なしに行ってきたが、今後相談支援が機能していくためには、計画相談に対しての報酬評価。一般相談を機能させていくための地域での合意形成等が不可欠である。

県監査でもPDCAサイクル実施を要点に見られる。それほど、地域生活を想定した質の高いプラン作りを求められているのに出来高払いの仕組みには納得いかない。障害者相談支援という文化を発信していかなければならない。

【社会福祉法人の在り方】

　余裕財産の地域への再投下（地域貢献活動）で、貢献活動メニューが示されたり、所管庁により承認が必要になるとのことだが、それぞれの地域性が大切になる。画一化した指示や、地域行政の温度差が出ない様に、法人の独自性が担保されるようにしてほしい。

これから具体的に示されるとは思うが、注視していきたい。

## 今後の進め方

1.GHの今後の在り方を提言

2.地域生活支援拠点事業の方向性確認及び提言

3.相談支援事業の今後の在り方提言

4.社会福祉法人の在り方提言

5.東北地区間の情報交換等積極的に行なう。地元行政単独メニュー等有益な情報を共有して

いく。

※青森中村さんより、青森県強度行動障害者入所施設整備モデル事業等資料頂きました。